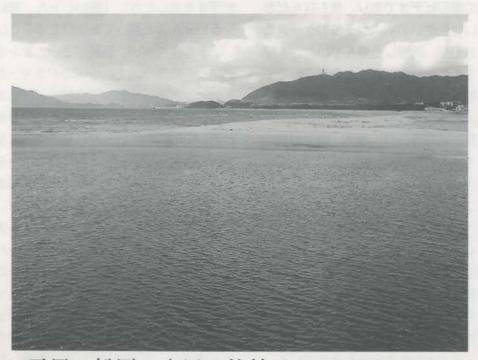
光市医師会報

平成11年 2 月号

No. 316



三里の松原・十里の竹林 part 3 (島田川河口)

(会員広場)

1999年2月13日(土)の夜

道上文和

ふと懐かしい映画が見たくなって、近く のビデオレンタルショップに行った。わけ のわからないタイトルのMD、CDが入り 口に近くにあり、少し進んでいくと洋面コ ーナーがある。目に付くのはバイオレンス、 ホラーの類のビデオであり、他もなんだか 賑やかしい色使いのポスター風のケースに 入ったものが、所狭しと並んでいた。本屋 に行ってもそうなのだが、ものがこれでも かこれでもかと並んでいて、こちらに迫っ てくる。親切の押し売りか、よいしょか、 情報公開か知らないが、商売、商売が見え 見えでうっとうしい限りだ。奥のコーナー にはいかがわしいビデオがある。昔は通が 探してこっそり胸ときめかせながら見たも のだが、近頃は露骨すぎて圧倒され、品も しゃしゃらもない!美的感覚はどうなって いるのか!とつい怒鳴りたくなってしま う。年取ったかな。

目的の邦画コーナーは、あったあった目の前にあった。ケースに入っているビデオは古く、タイトルの文字は色あせている。なんとレンタル料は一週間で200円。なんだか寂しい。借りたのは松本清張の『砂の器』である。原作を越えた映画と言われているらしい。何度かテレビで見たことがあるが、いつも泣いてしまうのである。らい病の父と少年の巡礼の旅姿は見た瞬間に涙を誘うものがある。なぜ母はいない?どうして少女じゃなく父と少年なのか?なぜ出発地は金沢なのか?また二人が歩いている

背景、自然描写は何故そんなに美しいのか?小さきもの、滅び行くものを母なる自然は堂々と淡々とおおらかに冷ややかに受けとめている。

家に帰って、子供達にも見せてやろうと ビデオを流したが、「暗いじゃん、悲しく なるじゃん」と言ってあまり見ようとしな い。また古くさい、画質が悪い、テンポが 遅いとのたまう始末。今頃のドラマ(どら まのイントネーションではなく、どらまと 平坦な発音をするのが当世風らしいが気持 ち悪い、彼氏のことをかれしと聞くに至っ ては、疎外感で寂しいこと限りない)を見 ると確かに映像は凝っていて目を見張るも のがある。様々な技巧を駆使しており、視 聴者に見放されないようにと関係者も大変 だ。日本語で話しているのに字幕スーパー が出る(視覚障害者用とは思うが、その域 を越えている)、エンディングのスタッフ ロールの背景はドラマの内容のダイジェス ト版だ、音楽のテンポは速い、なんやらか やと高級なものが映っている。熟練した技 を見せるのではなく、あるもの何でも見せ、 その場のアドリブ勝負、左脳人間より右脳 人間がいいってか。子供につい言ってしま った。「暗いもの、悲しいものを見るから、 明日の明るさが見えるんだ。楽しいことば っかりみていたら明日の夢が見えないぞ。」 なんておじんくさい言葉。こんな言い方を したら若いもんに嫌われるよな、わかって いる。

2時間と少し、ビデオを観た。らい病の 父を持つ少年はどこへ行っても邪魔者扱い をされ、いじめにあう。転々として鳥根県 の亀嵩に着き、そこで正しく真面目な正義 感のかたまりの三木巡査に逢い、父は療養 所へ、少年は巡査の子供として育てられる のだが、少年はある日村を出る。大阪に出 て丁稚奉公、空襲後に戸籍を操作、名前を 変え東京に出、才能を発揮、世界的ピアニ ストとして世に出た。三木巡査はその後も ずっと少年の安否を気遣っていたが、ある 日少年に気づき逢いに出かける。少年の暗 い過去を暴露するつもりは毛頭ないが、ま だ生きている父に会いに行け、行かねば儂 が連れていくと迫る元洲春を、有名になっ た元少年は殺害する。そして大作を作り発 表、そのタイトルは「宿命」。親子の宿命 か、生きること死ぬことの宿命か。人間と いうものと自然との宿命か。善と悪との宿 命か、男と女の宿命か。三木巡査が逢いに 出かけなければ殺されなかった。三木巡査 は余計なことをしたのか。お節介なのか。 療養所に入っている身よりのない少年の父 の唯一の文通の相手は三木巡査だった。 30年間続く手紙の束、その内容は「英男(少 年の名)に逢いたい」「どこかできっと立 派に生きている、いつか必ず逢わしてあげ るから」に終始している。刑事役の丹波哲 朗の話し方にまたぐっとくる。いい俳優だ。

近頃、お節介と言われるほど情の濃い人は少なくなった。そんなことやってられないよ、正直者は馬鹿みるよ、人はそれ程に思ってくれないし、感謝しないよ、当たらず触らずがいいよ、てな具合である。青島幸夫も都知事は一期で終えた。なすべき事

はすべて成したなんて言い残し、これみん なのこころをひやっとさせたのではないだ ろうか。冷戦が終わって、世界中が冷めて きた。親子の断絶、核家族化、母子の絆、 父の時代、教育問題、環境問題等々、難し い問題が山積している。4月からは男女雇 用機会均等法の改正、みんな平等が平和に つながるのだろうか。進化進歩と言うけれ ど、スピードが速く、似たような情報が氾 濫していて整理整頓が出来ず、ついてはい けない、知らないというのが恥ではなくて 自慢話となり、慇懃無礼、迷惑千万はキャ ラクターとしてもてはやされている。人の 心は浅薄になり、人格も細ってきた。ヒー ローはちょこちょこ出ているが、大物は出 なくなった。寂しい限りである。

医療の現場も大変で、今後が危惧される。 少子化についてある雑誌に「少子化は自分 たちと違う社会を作っていくための自然な 選択、自分たちが感じたストレスという危 機をさけるために少子化が一番いいと心の 底でみんなが考えているからだ。次の世代 は次が作る、我々は少子化の意思を汲んで 生まれてきた子供を大切にするという方向 で社会を進めていけばよい、今はシステム が変わろうとしている時だ」とあった。あ る一般人の言葉であるのだが、納得した次 第である。今は男性的な支配的な力でシス テムを強引に変えることは出来ない時代な のではないか。「なるようになるさ」と若 い者がいうのに、「なんて根性のない」と 我々が思うのは、ちょっと違うのかもしれ ない。世界59億の人間がこの限られた資 源と空間の地球の上で生きている。爆発的 な人口の増加と情報・科学の発達は止めら れない。今は一人一人が今の自分とのその 周りを大切にする「意思」、「気」を高め ること、それが後世に残せる財産であるよ うに私は私は思えてきた。必ず淘汰を受け る。「もの」の財産ではなく「こころ」の 財産を大切にすることだ。そういう意味で 今は教育が大切な時期であると私は思う。 20代30代の若い教師では荷が重すぎる。 仕事を失った50代60代70代の人を教師と して雇い、若い先生とペアで子供の教育に 当たればいいのではないかと以前から思っ ている。「老人力」なんて言葉も出てきて いる。老人パワーで教育界を変えられない ものだろうか。

ビデオを見終えたら零時を過ぎていた。 今年79になる父はだんだん食が細くなってきた。点滴をして母と話しをしていたら、ナースから電話がかかってきた。未分娩の入院である。近頃は本当に冷える、100mほどの距離を医院に向かっている間に身体は冷えてしまった。かじかむ手をこすり合わせながら、階段を上がり、産婦さんの診察に当たる。今日もあまり寝られんな、早く寝るか。それにしても、今の時代はどう なっているのか。昔も今も同じ事を中年は 考えてきたのだろうし考えるのだろう。私 の仕事である「産科」もどのようになって いくのだろうか。人が亡くなった時には儀 式がある、どんとお金もかける。結婚式に しても然り。なのに子供が生まれるときに はあまりお金をかけない、儀式もない。お めでとうとは他人もいうが、手を合わせる こともない。安い費用で、おいしい食事で、 豪華な部屋で、優しいスタッフで、医療設 備が揃っていて、しっかりとした医療技術 のある通いやすい所は?と産科を産婦さん は探す。医療費も後から返ってくる。もし 何かあったら、訴えてやるぞとも思いなが ら。そのような中で今の産科施設は頑張っ ている。無理なのである、みんな無理して いる。なんとする?しかしだ、医は算術だ、 経営だ、商売だ、なんて事は第一に言うこ とではない。医は仁術だ、何があろうと仁 術だ、苦しみは取り除こう、痛みは抑えよ う、悲しみは癒そう、明日のために。もの より心だ、こころやさしく安らかに、北風 より太陽だ。さあ早く寝よう、ベットに潜 り込んだ。

〈理事協議会①〉

「労災、自賠責担当理事協議会」について 担当理事 光 武 達 夫

平成11年1月28日標記の協議会が開催 され出席しましたので報告致します。

今回は特に目新しい協議事項はなく、現 在稼働中の自賠責保険の新算定基準の施行 状況とトラブル事例についての報告が主な 議題であった。

1. 新算定基準実施後のトラブル事例について

これは昨年9月に県下の会員にアンケート用紙が配られ調査された結果を分析したところ大まかに次の4つに分類された。トラブル事例は全部で13件であった。

①代理店の処理ミスによるもの(8件)

これは特定の代理店の事務的処理の 遅延によっておこったもので、対応の 悪さと処理のおくれがトラブル発生の 基になっている。いずれは淘汰される だろうが、質の悪い代理店があるとい うことには留意しておく必要がある。 何か問題があったら遠慮なく自動車保 険協会に届け出ることをお勧めしま す。

②健保使用の要請(3件)

健康保険でやってくれないかと要請があったもので、内2例は損保側より依頼があり、損保の対応の仕方がまずくて医療機関との間に軋轢を生じたものである。この2件は3者協議会より異議を申し出て解決した。今後も3者協議会を有効に運用して対応していきたい。ちなみに新基準採用後の健保の使用率は山口県で7.8%(全国平均11.8%)と採用前に比べ低下した。

③請求方法より出たトラブル (1件) 明細書等請求の仕方が双方で噛み合わなかった例で、これは旧明細書で提出を依頼されたため手間と時間がかかったというものです。

④支払い遅延によるもの(1件)

被害者と加害者との間の賠償額が決 まらないために支払いがおくれた例が 1件あった。我々としては治療費は早 期に支払ってもらいたいが賠償額は外して治療費だけ先に支払うというのは 難しいようです。この例は裁判になっ ていて長期にわたる可能性がありま す。

2. 労災診療委員会の報告

- ①プロスタグランデインの使用がふえてきているが、血管形成をした例にしか認められないことになった。血行不良では通らないということです。
- ②強力ミノファーゲンCの使用は肝障害 の予防では使用出来ない、慢性肝炎と か薬疹とかの事例でないと認められな い。
- ③バンコマイシンの使用はMRSAを同 定した症例だけに認めるとされた。

3. 労災診療費の過誤払について

- ①会計検査院が労災診療費のどういう点に目をつけ注意してきたかの報告で① 入院料に関するものでは室料加算を不 当に算定していた。
- ②手術料で一度に2以上の手術をした例では主たる手術の点数のみで算定すること、等が主だった指摘点であった。



〈理事協議会②〉

平成10年度 郡市医師会成人高齢者保健担当理事協議会 担当理事(代) 平 岡 博

日時 平成11年1月21日(土) 場所 山口県医師会館6F

- 1. がん検診の実施について
- 2. 感染症新法及び集団発生について

がん検診について

- 1. 本年度も厚生省及び、県としては、がん検診を、重要な保健行政の一環として、施行する方針であること。年間予算約10億円(資料1)
- 2. 一部報道等で検診の有効性に疑いがも たれる意見が浮上したため、検診の有 効性と妥当性を持たせるため、発見 率、早期癌の発見率、生存率の向上に 関する統計を、作成するための「山口 県がん検診・評価委員会」が設置され たこと。
- 3. 統計の正確さを、向上させるため2次 検診の精査報告を必ず施行させること。(当然とは思われますが)その他 にも、『がん登録』に積極的に強力す ること。
- 4. 昨年10月までの検診結果では、早期 がんの発見率は5割を越え、検診群の 生存率は有意に高く、検診の有効性が 十分に確認されたこと。(資料2)
- 5. 2次検診の精度を向上させるため 「がん検診精密検査機関の申出制」 が設けられたこと。

これは、本年度は2月中に県医師会 より群市医師会に、精密検査機関申出 書が配布され県に登録されるという方 式です。(資料4)

〈問題点〉(資料4)

- 1 精密検査内容に関する問題
- 1「肺がん検診」では

精密検査の内容は、肺がんの診断に 十分な経験を有する医師によって、適 切に実施される<u>CT検査及び気管支鏡</u> 検査とする、というふうに認定されて います。

それでは、CT、気管支鏡を持たない開業医は、これに参加できないのか?という問題点ですが、これに関しては、適切な医療機関に依頼して、CTを撮影しそれを、本人が評価するということで良いとのことでした。

2 「胃がん検診」では

適切に実施される<u>胃・十二指腸内視</u> <u>鏡検査</u>等とする。それでは内視鏡を持たない開業医は、どうかという問題ですが、絶対的にダメということは言えないが、それはモラルの問題でしょうという、県医師会副会長のお答えでした。

3乳がん検診について

「適切に施行される画像診断及び細胞 診又は組織診」となっているので、全 例に、針生検をするのか?と問うたと ころ、いや、各個人に対して、必要な らばという解答でした。

以上ががん検診に関しての要旨及び問題点で議論となったところです。検診・精査と言えども健康保険で行われるわけですからfree accessでなければならない。かといって、その精度を下げれば、検診そのものの信頼性が失われかねないとの点から、県医師会としても苦肉の策としての「がん検診精密検査機関の申出制」ということになったようです。

感染症新法及び集団発生について

おどろくべきことに、我が国の感染症対 策は、明治30年に制定された、伝染病予 防法等によって、施行されてきたという歴 史があります。

しかしながら、最近の〇-157、エボラ 出血熱など、新しい感染症や再興感染症が 出現した現在これは時代にそぐわなくなっ てきたとの認識で、昨年9月25日に可決、 平成11年4月1日に施行されるのが、「感 染症の予防及び感染症の患者に対する医療 に関する法律」なのだそうです。 現行法と新法での大まかな差は

1. 感染症の分類が

法定伝染病 - 指定伝染病 届出対象疾患 性病予防法 エイズ予防法 -

一類感染症 ¬ 二類感染症 三類感染症 四類感染症 ¬ に分類が変更 となったこと その他 指定感染症 (政令で1年間 に限定) 新感染症

(新型致命力のあるもの)

(中央法規速報のP108にあります)

2. 届出に関して(資料7)

一類、二類、三類に関しては、全数把握ですから、直ちに診断医師が保健所に 届出ることになります。

四類は、全数把握と定数把握に分類されています。そのうち『ウイルス性肝炎』が、一般開業医としては、届出をする機会が一番多いのではないかと思われます。 7日以内に診断医師が保健所に届出ることとなっています。

3. 一類感染症、二類感染症の入院について

思者のプライバシー人権を大切に考慮し

まず都道府県知事が入院勧告を出し

応じなければ、応急入院措置 (72時間以内)

軽快しなければ、10日以内の入院措置

患者が要求した場合病原体出なければ退 院させなければならない

延長は10日間以内本入院・・Etc・・

問題点

 とにかく速報「感染症の予防・・・」 を購入し、勉強してもらいたいとの強い希望が、厚生省の方から出されているようです。これは日本医師会地域医療第三課に連絡すれば¥1200→¥1000 で購入できるとのことです。なにせ約 100年ぶりの、新法となるわけですの で。

2. 結核は、従来通りの「結核予防法」に 準ずるそうです。

集団発生について(資料8)

先日、熊毛町「たぶせ苑」(特別養護老人ホーム)でおきた〇-157集団発生問題についての報告、および県の対応等の報告がありました。

死者3名を出す残念な結果となりまして、12月16日終息宣言が出されました。 一番の問題点となった感染源については、 11月10日の夕食のサラダが原因として断定された。 しかしこの内の食材、だいこん、レタス、わかめ、まぐろ、ドレッシングと全て陰性 で感染源の食材が断定できななった。

ということでした。0-157の原因に関しては、いつも、このような結果に終わるそうで、今後の取組みになるとのことでした。



〈理事協議会③〉

郡市医師会広報担当理事協議会

担当理事(代) 河 村 康 明

平成11年1月21日休県医師会館

1 山口県医師会報について

記録性・速報性の二面をもっているが、 速報性に関しては将来的にはホームページへ移行すると考えられるので、各医師会はインターネットを接続して欲しいとの事。日医FAXニュースの様なコンパクトなものも考えられるが、記録性を考えると、少々、無理か、現在、月3回の発行を行っているが、月2回又は月1回も考慮しなければならない。

2 緑陰随筆について

医師会としては存続の方向である。市 町村である程度、リストアップした後に、 県医師会より依頼の方向をとりたい。皆 様の積極的な参加を望みたい。

3. 広報について

一般住民に向けた活動も日本医師会を 含めて重要なものと考える。先日、山口 新聞に医師会活動の一端を広告したが、 今後もこの様な活動を続けていきたい。 各郡市医師会も住民に対しての広報活動 を考える時期か、柳井医師会が昨日より 医療の窓(写真)をパンフレットとして 各医院においている。(住民からの反応は 今のところ、全くないとの事である。)



心電図研究会(第127回)

日時 平成11年1月8日金 7時30分~

場所 光市商工会館2F

講師 河野隆任先生

1月度定例理事会

日時 平成11年1月13日(水) 7時~ 会計報告 藤原理事

新年互礼会

日時 平成11年1月26日(火) 7時~ 場所 光オリエンタルホテル (近藤会長より休日診療所に関する 経過の説明)

|||| あとがき ||||

今月号は冠梅園の梅で表紙を飾りたいと思っておりましたが、(土X日) に入ると寒さが強くなりこの想いはあえなく挫折してしまいました。 インフルエンザの流行で、忙しい日々を送られたと思いますが、この あたりで、一息入れたいものです。表紙の写真も3里の松原・10里の 竹林シリーズに加えて、今年度は光の名山シリーズを登場させようか と考えています。よろしく御支援をお願い致します。

(河村)

発 行 所 光 市 医 師 会 TEL 0833 72-2234

発行者 近藤龍 一

編集者 広報 担当

印刷所 中村印刷株式会社